

令和 6 年度 米原市ケアプラン会議の傍聴について

【会議傍聴の目的】

- ① ケアプラン会議開催の目的は、保健医療福祉に関する専門的知識を有する者(多職種専門職)が、介護支援専門員の提供する個別ケースの課題を明らかにし、効果的な支援方法を幅広く検討することで、自立支援に向けたケアマネジメントの実践能力を高めることができる。
- ② 傍聴の目的は、会場参加型と、新たに WEB による傍聴の機会を設けることで、より多くの介護支援専門員が多職種専門職の助言を聴く機会を得ることで上記①の効果を広く期待するものである。

【傍聴までの流れと留意事項】

- ① 傍聴の申込み：傍聴希望者は会議開始 1 週間前までに、市高齢福祉課へ電話で申込む。申し込みの際には、氏名・事業所名・傍聴は会場参加か WEB かを伝える。
- ② 資料の受取と取り扱い：約 1 週間前に個人情報の消えた資料(事例提出時情報、フェイスシートにパスワード付与)と Zoom ID・パスワード、個人情報保護に関する誓約書を市から事業所へメールで送付する。
- ③ 会議前日までに、個人情報保護に関する誓約書を 1 人 1 枚市へメールで返送する。
- ④ 傍聴時の環境設定：会議当日は、個人情報が流出しないよう原則個室で傍聴を行う。個室での傍聴が困難な場合は、イヤホンを使用して音声傍聴者以外に漏れないように注意する。また、音声はミュートに設定し、画像は ON にしておく。
- ⑤ 会議終了後の資料の取り扱い：データで保管をしている場合には、データを削除すること。また、資料を印刷した場合には、シュレッター等で処分すること。

【その他】

- ・会場参加の事例提供者、多職種専門職、事務局担当者は、会場で傍聴されている方以外にも WEB 上で傍聴されていることを理解し、個人情報に関する発言に留意する。

【参考（根拠法令）】

介護保険法 第 115 条の 45

5 会議の事務に従事する者、又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第 205 条

2 (略) 第 115 条の 48 第 5 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。